

令和 8 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画

はじめに

1 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 15 号。以下「条例」という。）及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の方針に従って一般廃棄物の処理を実施するにあたり、ごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、及びし尿・浄化槽汚泥・ビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）の処理に関する本年度の計画を定めるものである。

2 対象区域

本計画の対象区域は、那覇市内全域とする。（米軍基地を除く。）

3 計画の範囲

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、市内で発生するごみ及びし尿・浄化槽汚泥・ビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）とする。また、ごみは、一般家庭の日常生活等から発生する「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

4 計画期間

令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで

5 処理計画

区分	処理量	搬入施設
燃やすごみ	82, 398 t	那覇・南風原クリーンセンター
燃やさないごみ (有害・危険ごみを含む)	1, 922 t	那覇・南風原クリーンセンター
粗大ごみ	1, 627 t	那覇・南風原クリーンセンター
資源化物	10, 560 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
適正処理困難物	173 t	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟
拠点回収	6 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
使用済小型電子機器	22 t	リネットジャパンリサイクル(株)
し尿・浄化槽汚泥・ビルピット汚泥(し尿を含むものに限る)	4, 438 kl	那覇市し尿等下水道放流施設

1 章 ごみ処理

1 ごみの発生・排出抑制、及び減量化・資源化計画

(1) 基本方針（4 R の推進）

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である 4 R（Refuse（リフューズ）：不要なものは断る、Reduce（リデュース）：減量する、Reuse（リユース）：再使用する、Recycle（リサイクル）：再生利用する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の促進のため次の取り組みを行う。

① 広報・啓発

マイバックの利用促進や、プラスチック容器包装の店頭回収の利用促進等、ごみの発生抑制及び減量化が促進されるよう広報・啓発を行い、市民のごみ問題への意識の高揚及び 4 R の周知を図る。

② 環境教育（買い物ゲーム）

市内の小学校 4 年生を対象として、学校の授業でごみ減量体験型学習プログラムを実施することにより、ごみの減量化及び資源化に対する意識啓発を図り 4 R を推進する。

③ 食品ロス削減に向けた広報・啓発

廃棄物の発生・排出抑制の観点から、食品ロス削減に関する広報・啓発を行い、市民及び事業者の食品ロス削減に対する意識の高揚を図る。

消費者の食品ロスの認知向上・取組促進のため、大規模事業所訪問時に食料品小売業者を対象に「てまえどり」の啓発を行う。

(2) ごみの減量化・資源化計画

① 生活系ごみ

ア ごみの分別

一般家庭のごみは、6 区分 14 種類分別【燃やすごみ、燃やさないごみ（使用済小型電子機器（以下「小型家電」という。）・その他）、粗大ごみ、資源化物（缶・ガラスびん・ペットボトル・古紙・古布・草木）、有害・危険ごみ（有害ごみ・危険ごみ・乾電池）、【スプリング入り製品】とし、分別の種類及び方法は「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。

イ 雑がみの分別と資源化の推進

資源化物である雑がみの分別・資源化を促進し、ごみ減量の推進を図る。

ウ 生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制や、ごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発による減量及び資源化の推進を図る。

エ 家庭ごみ有料化制度の実施

市が収集する生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの処理を有料化することで、市民のごみを排出する際のコスト意識の啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

オ 適正処理困難一般廃棄物の処理について

条例第 20 条及び同規則第 2 条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。

適正処理困難物のうち、スプリング入りマットレスやスプリング入りソファ等（以下「スプリング入り製品」という。）については、国による適正処理ルートが確立されるまでの間、市で収集及び処理を行うが、当該処理に係る費用は原則、排出者の全額負担とする。

カ 拠点回収事業

家庭から排出される資源化物のうち、無断持ち去りが発生している缶・古紙について、拠点回収する地域の団体に対し奨励金を交付することにより、資源化物の無断持ち去りを防止し、民間団体の資源化活動を促進させ、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

キ 店頭回収の推進

食品トレイ等の容器包装については、店頭回収を実施しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点を P R し、販売事業者による資源化を促進する。

ク 広報・啓発

(ア) 市で収集するごみについて

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）を作成し、全戸配布するとともに、市外からの転入者には、より詳細な「家庭用ごみ分別の手引き」（パンフレット）も配付する。

(イ) 市で収集・処理しないごみについて

次に掲げる品目がごみとなった場合は、市での収集・処理を行わないが、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図るものとする。

a 特定家庭用機器再生商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、及びエアコン）

b パソコン

c リサイクルシステムが構築されているボタン電池、消火器、オートバイ等

(ウ) 宅配便回収について

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社（認定第 24 号）が実施する小型

家電の自宅からの宅配便回収について、制度の周知を図り、パソコンその他の小型家電の再資源化の促進を図る。

ケ 自己リフォームに伴うごみの持ち込みについて

自己リフォーム（自ら行う自宅のリフォームや修繕等であって、建築物石綿含有建材調査者による事前調査の結果、石綿が含有していないことが判明している場合に限る）により排出されるごみの持ち込みについては、原則、事前受付制とし、一般廃棄物として判断されたものについては、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

なお、廃棄物区分の判断に際しては必要に応じ排出場所等の現場調査を実施する。

コ 地域清掃について

自治会、ボランティア団体、NPO等が実施する地域清掃（道路ボランティア含む）によるごみについては、一般家庭のごみに準じた分別区分とし、収集を実施する。

サ 草木の例外処理について

台風・大雨等により資源化が困難な草木については、資源化の対象とせず、焼却処理を行う。

また、基本計画の課題にあがる「草木の処理」については、処理方法の検討のため、草木の一部を焼却処理する。

② 事業系ごみ

ア ごみの分別

事業所ごみは、法第2条第2項に規定する一般廃棄物の範囲内において、2区分5種類分別【燃やすごみ(資源化できない紙類・生ごみ（以下「食品残渣」という。）・木製品)、資源化物（古紙・草木）】とし、「事業系ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるプラスチック製容器包装は燃やすごみとして、缶、ガラスびん、ペットボトルは資源化物として、分別し排出することができるものとする。

イ 事業系古紙の分別と資源化の推進

事業系古紙（機密文書及び雑がみを含む）は、分別及び資源化を推進するとともに、資源化が可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

ウ 草木の分別と資源化の推進

事業活動に伴い発生する草木は、分別及び資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

エ 食品ロスの発生・排出抑制と食品残渣の減量化・資源化の推進

食品廃棄物の発生・排出抑制に係る取組みとして、市内の飲食店や宿泊施設、食品小売店等を対象とした、「那覇市おいしい食べきり協力店」登録制度を推進し、登録事業者の協力を得て食品ロス削減へ向けた啓発を実施する。

食品残渣として排出する場合は、水切りの徹底等による減量化を啓発するとともに、食品リサイクルを推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）の取り組み義務の対象とならない事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の再生利用事業者の紹介を行い、資源化の促進を図る。

飲食店の食品ロスの削減及び食品ロスの削減に対する市民意識の向上を図ることを目的に、フードシェアリングサービスに関する情報発信等を行う。

オ 事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書の作成指導を継続し、個別訪問による分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、その他の事業所についても必要に応じ訪問調査等により実態把握を行い、適正処理の指導を行うことにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

カ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

キ 資源化物処理ルート維持

再生利用が可能な食品残渣及び草木については、当該品目限定の一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という）。の維持を図り、当該許可業者の搬入施設での再生処理を行うことを推奨することにより、ごみの減量・資源化を推進する。

ク 広報・啓発

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「事業系ごみの分け方・出し方」（チラシ）及び「事業系ごみ適正処理の手引き」（パンフレット）を作成し、各事業所への配付を行う。

ケ 自己リフォームに伴うごみの持ち込みについて

自己リフォーム（事業者が自ら行う事務所等のリフォームや修繕等であって、建築物石綿含有建材調査者による事前調査の結果、石綿が含有しないことが判明している場合に限る）により排出されるごみの持ち込みについては、原則、事前受付制とし、一般廃棄物として判断されたものについて、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

なお、廃棄物区分の判断に際しては必要に応じ排出場所等の現場調査を実施する。

コ 事業所から排出される缶・ガラスびん・ペットボトルの排出区分の適正化

事業活動に伴い排出される缶類・ガラスびん・ペットボトルについては、廃棄物処理法第 2 条の規定に従い、産業廃棄物に区分し再生処理を推奨し、エコマール那覇リサイクル棟への搬入を禁止する。

2 収集・運搬計画

(1) ごみ区分ごとの収集・運搬量（単位：トン）

① 計画収集

ア 生活系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	6,670
	委託業者		32,758
	直接持込		8,058
	許可業者		7,471
	市 民		587
燃やさないごみ (有害・危険ごみ 含む)	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	292
	委託業者		1,202
	直接持込		429
	許可業者		292
	市 民		137
粗大ごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	156
	委託業者		842
	直接持込・市民		611
資源化物	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟及び市 長の指定する民間 資源化施設	1,682
	委託業者		7,512
	直接持込		1,152
	許可業者		944
	市 民		208
適正処理困難物 (スプリング入 り製品)	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟・プラ ザ棟	19
	委託業者		113
	直接持込		40
	許可業者		8
	市 民		32

イ 事業系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直接持込	那覇・南風原 クリーンセンター	34,913
	許可業者		34,642
	事 業 者		271

資源化物 (古紙・草木を除く)	直接持込	エコマール那覇 リサイクル棟	214
	許可業者		214

② その他（直接資源化等）

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
資源化物 (缶、古紙)	拠点回収	エコマール那覇リ サイクル棟及び市 長の指定する民間 資源化施設	6
小型家電 (パソコンを含む)	宅配便回収	リネットジャパンリ サイクル(株) (小型家 電リサイクル法認定事 業者 認定第 24 号)	22

(2) 収集・運搬方法

①生活系ごみ

ア 生活系ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。なお、定日収集により難しい一部の集合住宅等については、許可業者が収集する。

イ 一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、団地・アパート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。

ウ 分別されたごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源化物、有害ごみ、危険ごみ及び乾電池については、定日収集により行う。粗大ごみ及びスプリング入り製品は電話等受け付けにより収集日を指定する。

収集するごみの種類及び収集日等については、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)において定めるものとする。

エ ごみの持ち込みとは、市民自ら車両を運転し、又は市民から委託を受けた許可業者が、ごみを中間処理施設へ搬入することをいう。

オ 引っ越し等により多量に排出された、ごみの持ち込みは、事前に那覇・南風原クリーンセンターへ電話受付するものとする。

カ 事業の用に供さない空き家及び空き地、墓地等の清掃に伴う草木は、市民がエコマール那覇リサイクル棟へ直接持ち込む、又は許可業者へ委託若しくは自己処理(各自で家庭へ持ち帰り、分別をして出す等の対応)するものとする。

キ 在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については、平成 17 年 9 月 8 日付け環廃対発 050908003 号・環廃産発 050908001 号の環境省通知を踏まえ、安全に取り扱うことができ、感染の可能性が低いものについては、市が生活系ごみとして処理する。

ク 市民が排出した資源化物を無断で持ち去ることを禁止し、当該行為を行

う者に対し、行政指導及び行政処分を科すことで、適正な定日収集を推進する。

ケ 地域清掃によるごみについては、電話受け付けにより収集日を指定する。
コ スプリング入り製品は、エコマール那覇プラザ棟において選別・一時保管を行い、スプリングを除いた選別残渣は那覇・南風原クリーンセンターへ搬入する。

②事業系ごみ

事業活動に伴って生じる事業系ごみは、法第 3 条及び条例第 3 条に基づき、事業者自ら処理するか、又は、許可業者へ委託して適正に処理しなければならない。

(3) 収集・運搬体制

①生活系ごみ

ア 定日収集

生活系ごみの定日収集は、9 つの区域に分け、直営及び次の委託業者で行う。

名称	代表者名	所在地
(有)那覇クリーンサービス	大城 聡	那覇市港町 2-13-14
(有)那覇東クリーン	仲宗根 朗	那覇市首里汀良町 3-69-4
(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

イ 定日収集により難しい一部の集合住宅等の収集

定日収集により難しい一部の集合住宅等の収集については、許可業者で行う。(別紙 1 許可業者一覧を参照)

ウ アシスト収集

ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し、戸別訪問による収集を実施する。

②事業系ごみ

事業者自ら運搬するか、又は、許可業者へ委託して行う。
(別紙 1 許可業者一覧を参照)

3 中間処理計画

(1) 基本方針

衛生的で安全・快適な生活環境を保つためには、安定的かつ安心して処理できる体制の整備が必要である。また、焼却に伴う熱エネルギーの積極的な回收利用を図るとともに、焼却残渣を資源化する。

(2) 処理方法

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池

及びスプリング入り製品の選別残渣については、那覇市と南風原町で組織する「那覇市・南風原町環境施設組合」の那覇・南風原クリーンセンターにおいて処理する。

資源化物はエコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設において処理又は直接資源化を行う。

那覇・南風原クリーンセンターにおいては、破碎選別施設で鉄・アルミの選別をして資源化を行うほか、焼却処理後に焼却灰の資源化を行い、最終処分量の減量化を図る。

(3) 処理施設

施設区分		中間処理施設（委託含む）	備考
ごみ処理施設	施設名	那覇・南風原クリーンセンター	ごみの焼却により発電を行い、施設内の電力をまかない、余剰電力は売却する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 650	
	開設	平成 18 年 4 月	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラー付)、破碎選別設備	
	焼却能力	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)	
	破碎選別	39 t / 5H (粗大ごみ 6 t / 5H、不燃ごみ 33 t / 5H)	
	処理対象	燃やすごみ(スプリング入り製品の選別残渣含む)、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池	
	発電容量	8,000kw	
資源化施設	施設名	エコマール那覇リサイクル棟	古紙は、市長の指定する民間資源化施設へ直接搬入する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 655	
	開設	平成 23 年 4 月	
	主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集破袋、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機器	
	処理能力	53 t / 日	
	処理対象	缶、ガラスびん、ペットボトル、古布、草木	

4 最終処分計画

那覇・南風原クリーンセンターでの中間処理において発生する処理飛灰については、海面最終処分場にて埋立て処理し、処分場内の海水は環境に負荷が少ないよう余水処理施設にて処理する。余水処理施設で処理したきれいな水は外海へ放流する。

最終処分施設

施設名	那覇エコアイランド
所在地	那覇市港町 4-3-6 の地先
敷地面積	約 2.7ha
埋立容量	約 107,000 m ³
水処理施設 処理能力	90 m ³ /日
処理方式	流入調整＋第 1 凝集沈殿処理（カルシウム凝集）＋生物処理（硝化・脱窒・再ばっ気）＋第 2 凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）＋消毒放流設備
護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

2 章 し尿、浄化槽汚泥及びビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）処理

し尿、浄化槽汚泥、及びビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）について、許可業者による収集・運搬体制をとり、那覇市し尿等下水道放流施設において中間処理を行う。浄化槽汚泥については、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づき市長が許可した浄化槽清掃業者による定期的な衛生管理を推進する。

1 し尿・浄化槽汚泥量

単位：k l

区分	搬入施設	搬入量
し尿	那覇市し尿等下水道放流施設	1,384
浄化槽汚泥		2,854
ビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）		200

2 収集運搬計画

(1) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可 番号	会社名	代表者名	住所地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可 番号	会社名又は氏名	代表者名	住所地
2	大城 秀吉		八重瀬町字後原 1129
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

3 中間処理計画

施設名	那覇市し尿等下水道放流施設
所在地	沖縄県浦添市伊奈武瀬 1-5-11
面積	敷地面積：2,249 m ² 、建築面積：548 m ² 、延床面積 1,300 m ²
処理方式	前処理・固液分離・希釈下水道放流方式
処理能力	32k1/日（し尿・浄化槽汚泥：24k1、下水道清掃汚泥：8k1）

別紙 1 許可業者一覧 (1 章ごみ処理 2 収集・運搬計画 関連)

本市の一般廃棄物処理業の適切な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう、本計画の対象区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者への事業の影響を考慮した結果、本計画期間内におけるごみの処理量に対する収集・運搬体制のうち、許可業者は下表のとおりとする。

1 ごみ

許可番号に続いて付されている「●・◆・★」は、それぞれ次の許可又は取扱いが可能であることを示している。

●印は草木の許可を受けていること。

◆印は食品残渣の許可を受けていること。

★印は特定家庭用機器の取扱いが可能であること。

個人 11 業者

許可番号	氏名	所在地	許可番号	氏名	所在地
10	上原 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	32●	伊良波 哲	宜野湾市赤道 2-11-24
11	上原 正和	那覇市具志 3-12-3	35	伊佐 真亜	那覇市首里鳥堀町 4-130-1
17	大城 尋光	浦添市宮城 6-10-5	37	上原 民智	那覇市首里石嶺町 2-52
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚 176-4	64	福里 清	那覇市首里石嶺町 2-65
23	城間 美佐江	那覇市松島 1-9-21	65	金城 隆幸	浦添市伊祖 3-9-17
28	兼濱 康喜	那覇市字国場 254-1			

法人 37 社

許可番号	会社名	代表者名	所在地
1●	(有)宮國清掃	宮國 有子	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1450
3★	(株)ゆい清掃	友利 清子	那覇市首里末吉町 3-120-30
6●	(株)クリーンアップ福	仲眞 典子	那覇市首里大名町 2-91
7	(同)司クリーンサービス	大城 司	那覇市港町 2-2-3
8●★	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良 28

9	(株)首里クリーンサービス	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107
19	(同)マツバラ	松原 秀明	那覇市字松川 524-1
20	(株)栗國清掃	栗國 文武	浦添市経塚 1-14-6
21	(株)廣	根間 良明	浦添市伊祖 1-22-3
22●	(株)タマキクリーン	仲村 孝枝	南城市大里字高平 131-18
24●	(株)SUNクリーン	金城 通夫	西原町字幸地 798-7
26	(株)玉城清掃	玉城 正	南城市大里字大里 807
27	(同)花城クリーン	花城 利彦	豊見城市字長堂 192
31●★	(有)三友	金城 和良	那覇市樋川 2-16-9
33●	(有)那覇相互清掃	梅本 美秋	那覇市上間 185-6
34●★	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真 321-4
39	(株)令和環境	宮城 みゆき	南城市大里字大里 1770-1
40	(株)大輪産業	根間 大輔	那覇市古島 1-7-31
43	(株)タナハラ	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301 番地
47	(株)沖縄ちゅらコネクト	新里 靖美	南城市大里字大里 1624
49	(株)タイハウエコクリーン	根間 正明	那覇市真嘉比 2-20-2
50	(株)共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名 107-1
51	(株)カワカミ	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
53●	(株)吉浜クリーン開発	吉浜 克之	那覇市松川 2-11-15
54	(同)エコライフ	前門 奈美	南風原町字津嘉山 1455
55●★	(同)ちゅらエコクリーン	普天間 里恵子	南城市大里字高平 722-5
56●★	吉浜エコサービス(株)	垣花 秀樹	豊見城市与根 210-4
58	(有)那覇環境サービス	山入端 弾	糸満市西崎町 5-5-7
59●◆★	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
60	(同)ヒロケン	上田 長廣	浦添市字大平 374
61●★	(株)やすもと	川畑 拓也	浦添市字経塚 811-51
62●★	(株)タイラ産業	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
63●	(株)光環境サービス	銘苅 茂光	南城市大里字古堅 1011-3
66	(有)都市清掃社	西村 清也子	八重瀬町字友寄 41-1
67◆	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
68●	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4

2 品目限定許可

(1) 自衛隊基地から排出される草木 1 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

(2) 自衛隊基地及び事業者から排出される草木 5 社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
109	(株)グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	(株)とみしろ建材	知念 徹	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
114	(株)美玉開発	照屋 一盛	那覇市字仲井真 356-1
115	(株)沖縄クリーン工業	前田 裕樹	那覇市久茂地 3-16-8

(3) 食品残渣 法人 6 社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
121	(株)グリーンエイト	諸見里 真由	八重瀬町字具志頭 1364
122	(資)オキスイ	宮城 建太	沖縄市知花 6-23-7
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宣次 218-1
128	(有)沖縄化製工業	岸本 勇	南城市大里字大城 1927
129	(有)東産業	東恩納 幹	八重瀬町字新城 881

(4) スプリング入り製品 1 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3